

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略) <u>令和2年9月4日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第39条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日以降、海外事業資金貸付金債権等を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び第2項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款（貸付金債権等）第21条の2及び約款（保証債務）第20条の2に基づく誓約は、本条による申込みにあたって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第25による贈賄防止に係る誓約及び申告書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日以降、海外事業資金貸付金債権等を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び第2項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款（貸付金債権等）第21条の2及び約款（保証債務）第20条の2に基づく誓約は、本条による申込みにあたって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第26による贈賄防止に係る誓約及び申告書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	
<p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>第3条～第11条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認申請)</p> <p>第12条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第37条第3項の規定に基づき、信託等の内容を規定する書類(信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む)の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第8-6による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書及び内容変更等を必要とする理由を説明した書類を本店に提出するものとする。<u>ただし</u>、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。</p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認申請)</p> <p>第12条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第37条第3項の規定に基づき、信託等の内容を規定する書類(信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む)の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第8-6による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書及び内容変更等を必要とする理由を説明した書類を本店に提出するものとする。<u>但し</u>、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。</p>	
<p>(ローン・パーティシペーションに係る承認申請)</p> <p>第13条 <u>被保険者は、約款(貸付金債権等)第38条第1項の規定に基づき、ローン・パーティシペーションについて日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、ローン・パーティシペーション前に別紙様式第8-7による海外事業資金貸付保険ローン・パーティシペーション承認申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を受けたときは、ローン・パーティシペーションを行った日から1月以内に、別紙様式第8-8による海外事業資金貸付保険ローン・パーティシペーション終了通知書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p>		
<p>(ローン・パーティシペーションの内容変更に係る承認申請)</p> <p>第14条 <u>被保険者は、約款(貸付金債権等)第38条第3項の規定に基づき、ローン・パーティシペーションの内容を規定する書類の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第8-9による海外事業資金貸付保険ローン・パーティシペーション内容変更承認申請書に、内容変更を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。</u></p>		
<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)</p> <p>第15条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第13条の規定に基づき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。)を通知</p>	<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)</p> <p>第13条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第13条の規定に基づき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。)を通知</p>	

新	旧	備考
<p>するときは、別紙様式第9による海外事業資金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>するときは、別紙様式第9による海外事業資金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(損失発生の通知) 第16条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第15条第1項又は約款（保証債務）第14条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険<u>危険・損失</u>発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(損失発生の通知) 第14条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第15条第1項又は約款（保証債務）第14条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険（<u>損失・危険</u>）発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(危険発生の通知) 第17条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第15条第2項又は約款（保証債務）第14条第2項の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険<u>危険・損失</u>発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>危険発生の通知) 第15条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第15条第2項又は約款（保証債務）第14条第2項の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険（<u>損失・危険</u>）発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(債権の登録通知) 第18条 被保険者は、日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第11による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出するものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。</p>	<p>(債権の登録通知) 第16条 被保険者は、日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第11による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出するものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。</p>	
<p>(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第19条 約款（貸付金債権等）第16条第3項又は約款（保証債務）第15条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第12による海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	<p>(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第17条 約款（貸付金債権等）第16条第3項又は約款（保証債務）第15条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第12による海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>(入金のお知らせ)</p> <p>第20条 被保険者は、海外事業資金貸付保険<u>危険・損失発生</u>通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき、別紙様式第13による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(入金のお知らせ)</p> <p>第18条 被保険者は、海外事業資金貸付保険(<u>損失・危険</u>)発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき、別紙様式第13による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p>第21条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p>第19条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(保険金の請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第22条 保険金請求人は、約款(貸付金債権等)第25条第2項ただし書又は約款(保証債務)第24条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第15による海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金の請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第20条 保険金請求人は、約款(貸付金債権等)第25条第2項ただし書又は約款(保証債務)第24条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第15による海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第23条 保険金請求人は、約款(貸付金債権等)第25条又は約款(保証債務)第24条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第21条 保険金請求人は、約款(貸付金債権等)第25条又は約款(保証債務)第24条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
	<p>(<u>保険金請求権の消滅時効の中断申請</u>)</p> <p>第22条 <u>保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第18による海外事業資金貸付保険時効中断承認申請</u></p>	

新	旧	備考
	<u>書を本店に提出するものとする。</u>	
<p>(償還期限前の請求)</p> <p>第24条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第27条第1項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第18による海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書及び約款（貸付金債権等）第3条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。</p>	<p>(償還期限前の請求)</p> <p>第23条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第27条第1項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第19による海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書及び約款（貸付金債権等）第3条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第25条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第2項又は約款（保証債務）第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第19による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第19による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第24条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第2項又は約款（保証債務）第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第26条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第1項又は約款（保証債務）第29条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないこと</p>	<p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第25条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第1項又は約款（保証債務）第29条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第21による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないこと</p>	

新	旧	備考
<p>を証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>	<p>を証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>	
<p>(回収金の納付) 第27条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款（貸付金債権等）第31条第7項又は約款（保証債務）第29条第7項の規定に基づき、回収した日（回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内に、別紙様式第21による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。 一～三 （略） 2 （略）</p>	<p>(回収金の納付) 第26条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款（貸付金債権等）第31条第7項又は約款（保証債務）第29条第7項の規定に基づき、回収した日（回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内に、別紙様式第22による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。 一～三 （略） 2 （略）</p>	
<p>(回収に要した費用の請求) 第28条 約款（貸付金債権等）第31条第6項又は約款（保証債務）第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第22による海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収に要した費用の請求) 第27条 約款（貸付金債権等）第31条第6項又は約款（保証債務）第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第23による海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(権利行使等の委任) 第29条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第4項若しくは第32条第3項又は約款（保証債務）第29条第4項若しくは第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第23-1による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。 2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第23-2による海外事</p>	<p>(権利行使等の委任) 第28条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第4項若しくは第32条第3項又は約款（保証債務）第29条第4項若しくは第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第24-1による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。 2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第24-2による海外事</p>	

新	旧	備考
業資金貸付保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	業資金貸付保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする	
<p>（回収納付金の返還請求）</p> <p>第30条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。</p>	<p>（回収納付金の返還請求）</p> <p>第29条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第25による海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。</p>	
<p>（その他の通知義務）</p> <p>第31条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第21条第1項又は約款（保証債務）第20条第1項の規定に基づき別表4に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより本店に通知できるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（その他の通知義務）</p> <p>第30条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第21条第1項又は約款（保証債務）第20条第1項の規定に基づき別表4に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより本店に通知できるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>（読替）</p> <p>第32条 平成17年3月31日以前に約款（貸付金債権等）により締結した保険契約又は平成17年9月30日以前に約款（保証債務）により締結した保険契約について、本手続細則を適用するに当たっては、約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p>	<p>（読替）</p> <p>第31条 平成17年3月31日以前に約款（貸付金債権等）により締結した保険契約又は平成17年9月30日以前に約款（保証債務）により締結した保険契約について、本手続細則を適用するに当たっては、約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p>	
<p>（様式及び提出書類に係る特例）</p> <p>第33条 外国法人又は外国人が行う海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担に係る保険契約のうち、日本貿易保険が認めた場合にあっては、第2条から第30条の規定にかかわらず、日本貿易保険の認めた様式及び提出書類による申込み、申請、請求、通知、報告、委任及び誓約を認めるものとする。</p> <p><u>附 則</u> この改正は、令和2年10月1日から実施する。</p>	<p>（様式及び提出書類に係る特例）</p> <p>第32条 外国法人又は外国人が行う海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担に係る保険契約のうち、日本貿易保険が認めた場合にあっては、第2条から第29条の規定にかかわらず、日本貿易保険の認めた様式及び提出書類による申込み、申請、請求、通知、報告、委任及び誓約を認めるものとする。</p>	

新			旧			備考
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
別表 1			別表 1			
提出先は、本店とする。			提出先は、本店とする			
1	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1 (1)	1	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1 (1)	
2	海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書	1 (1)	2	海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書	1 (1)	
3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)	3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)	
4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	
5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1 (1)	5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1 (1)	
6 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等承認申請書	1 (1)	6 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等承認申請書	1 (1)	
6 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等終了通知書	1 (1)	6 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等終了通知書	1 (1)	
7 - 1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	7 - 1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
7 - 2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	7 - 2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
8 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)	8 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)	
8 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)	8 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)	
8 - 3	受益者変更通知書	1 (1)	8 - 3	受益者変更通知書	1 (1)	
8 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)	8 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)	
8 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書	1 (1)	8 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書	1 (1)	
8 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)	8 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)	
<u>8 - 7</u>	<u>海外事業資金貸付保険ローン・パーティシペーション承認申請書</u>	<u>1 (1)</u>				【ロンパ対応】3様式新設
<u>8 - 8</u>	<u>海外事業資金貸付保険ローン・パーティシペーション終了通知書</u>	<u>1 (1)</u>				
<u>8 - 9</u>	<u>海外事業資金貸付保険ローン・パーティシペーション内容変更承認申請書</u>	<u>1 (1)</u>				
9	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1	9	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1	
10	海外事業資金貸付保険 <u>危険・損失</u> 発生通知書	1 (1)	10	海外事業資金貸付保険（ <u>損失・危険</u> ）発生通知書	1 (1)	

新			旧			備考	
11	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1 (1)	11	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1 (1)	【査定関連の別紙様式の明確化・簡素化等に伴う関連規程の改正】利用実績のない「時効中断承認申請書」を廃止する。また廃止に伴う様式番号ずれを修正。	
12	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	12	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)		
13	海外事業資金貸付保険入金通知書	1 (1)	13	海外事業資金貸付保険入金通知書	1 (1)		
14	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	14	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)		
15	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	15	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)		
16	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1 (1)	16	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1 (1)		
17	海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書	1 (1)	17	海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書	1 (1)		
18	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)	18	海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書	1 (1)		
19	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	19	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)		
20	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	20	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)		
21	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)	21	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)		
22	海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書	1 (1)	22	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)		
23 - 1	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状	1 (1)	23	海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書	1 (1)		
23 - 2	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状 (サービス回収用)	1 (1)	24 - 1	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状	1 (1)		
24	海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書	1 (1)	24 - 2	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状 (サービス回収用)	1 (1)		
25	贈賄防止に係る誓約及び申告書	1	25	海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書	1 (1)		
			26	贈賄防止に係る誓約及び申告書	1		
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。				
別表2 重大な内容変更等 ①～⑬ (略)			別表2 重大な内容変更等 ①～⑬ (略)				
注1：①～⑬にかかわらず、当該内容変更等が軽微であると日本貿易保険			注1：①～⑬にかかわらず、当該内容変更等が軽微であると日本貿易保険				【軽微な修正】誤記の修正 (備忘リスト19-①-6)

新	旧	備考
<p>が判断した場合は、約款(貸付金債権等)第20条第1項又は約款(保証債務)第19条第1項の規定に基づく通知は不要とする。<u>注2</u>～<u>注3</u> (略)</p>	<p>が判断した場合は、約款(貸付金債権等)第20条第1項又は約款(保証債務)第19条第1項の規定に基づく通知は不要とする 注2～注3 (略)</p>	<p>対応。</p>
<p>別表3～別表4 (略)</p>	<p>別表3～別表4 (略)</p>	
<p>別表5 (第<u>23</u>条第1項第1号関係) 表 (略)</p>	<p>別表5 (第<u>21</u>条第1項第1号関係) 表 (略)</p>	<p>【技術的な修正】 ロンパ対応・消滅時効の 中断申請の規程削除に 伴う条ずれ対応。</p>
<p>別表6 (第<u>23</u>条第1項第2号関係) 表 (略)</p>	<p>別表6 (第<u>21</u>条第1項第2号関係) 表 (略)</p>	<p>【技術的な修正】 ロンパ対応・消滅時効の 中断申請の規程削除に 伴う条ずれ対応。</p>